

令和7年度 幼稚園預かり保育の助成金について

令和元年10月1日から、幼児教育・保育の無償化が始まり、幼稚園については預かり保育の利用料も助成の対象となりました。助成の方法は、一旦施設等に保育料をお支払いいただき、後日、園を通して区役所に給付請求する形となります。以下のとおり手続き願います。

助成の対象	足立区において <u>保育の必要性の認定（新2号認定または新3号・東京都・足立区認定）</u> を受け、以下の事業を利用している方 ・幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部の預かり保育															
助成金請求の方法	(1) 一旦、園に利用料金をお支払いください (2) 園から以下の書類が交付されます (A) 特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収額内訳書（園から交付）1-3ヶ月ごと (B) 幼稚園預かり保育助成金申請書（園から交付、保護者が記入） (3) (A) (B) を3か月ごとに、園に提出してください。 ※(B)については、区のホームページからもダウンロード可能です 申請期限 <table><tr><th>対象月</th><th>園への締切日（※）</th><th>交付通知書の送付と振込み時期</th></tr><tr><td>7年4月～ 6月分</td><td></td><td>令和7年 8月下旬頃～9月末頃</td></tr><tr><td>7月～ 9月分</td><td></td><td>同 11月下旬頃～12月末頃</td></tr><tr><td>10月～12月分</td><td></td><td>令和8年 2月下旬頃～3月末頃</td></tr><tr><td>8年1月～ 3月分</td><td></td><td>同 5月下旬頃～6月末頃</td></tr></table> (※) 上記の締切日に記載が無い場合は園にお尋ねください。 ・園の締切日を過ぎた場合は、区へ直接提出（郵送可）願います。 ・園の締切りを過ぎて提出があった場合や、書類に不備があった場合は上記の振込み時期より遅くなることがあります。 ・東京都・足立区認定は、助成年度次年度の5月2日までに、申請をいただいた分が助成対象となり、それ以降の申請分はお支払いが出来ない場合があります。	対象月	園への締切日（※）	交付通知書の送付と振込み時期	7年4月～ 6月分		令和7年 8月下旬頃～9月末頃	7月～ 9月分		同 11月下旬頃～12月末頃	10月～12月分		令和8年 2月下旬頃～3月末頃	8年1月～ 3月分		同 5月下旬頃～6月末頃
対象月	園への締切日（※）	交付通知書の送付と振込み時期														
7年4月～ 6月分		令和7年 8月下旬頃～9月末頃														
7月～ 9月分		同 11月下旬頃～12月末頃														
10月～12月分		令和8年 2月下旬頃～3月末頃														
8年1月～ 3月分		同 5月下旬頃～6月末頃														
助成上限額	<table><tr><td><u>3～5歳児クラス（新2号認定）</u></td><td><u>月額11,300円まで</u></td></tr><tr><td><u>満3歳児クラス（新3号・東京都・足立区認定）</u></td><td><u>月額16,300円まで</u></td></tr><tr><td><u>全クラス（8月のみ）</u></td><td><u>月額24,000円まで</u></td></tr></table> ※令和7年度4月より拡充 変更点 ・ <u>日額上限の撤廃</u> ・ <u>8月のみ上限24,000円</u> ※ 他の保育支援サービスを利用した場合も補助対象となる場合があります →裏面参照	<u>3～5歳児クラス（新2号認定）</u>	<u>月額11,300円まで</u>	<u>満3歳児クラス（新3号・東京都・足立区認定）</u>	<u>月額16,300円まで</u>	<u>全クラス（8月のみ）</u>	<u>月額24,000円まで</u>									
<u>3～5歳児クラス（新2号認定）</u>	<u>月額11,300円まで</u>															
<u>満3歳児クラス（新3号・東京都・足立区認定）</u>	<u>月額16,300円まで</u>															
<u>全クラス（8月のみ）</u>	<u>月額24,000円まで</u>															
注意事項	・申請は3か月ごとが原則ですが、対象月以前の分と合わせて提出することは可能です。 ・申請は月単位です。 ・申請書と添付書類はホチキスで留めるか、封筒に入れるなど、バラバラにならないようにしてください。 ・提出書類のうち、(A)については、園が定める書式で発行している領収書（原本または写し）、預かり日数を明記した提供証明書で代えることができます。（た															

	だし、領収書は<u>利用料やおやつ代、その他費用が明確に分かれているもの</u>に限ります。) ・足立区外の幼稚園においては同様の条件で他区の様式を用いることができます。 ・チケットを一括購入している場合は、実際に利用した日数分のチケット代の合計金額が助成対象です。 ・領収書の原本が提出された場合には、返却できませんので予めご了承ください。 ・足立区転入前や転出後の助成は、各市区町村にお問い合わせください。
他の保育支援サービスを利用した場合も、補助対象となる場合があります	《条 件》 在園する幼稚園等の預かり保育が「教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間以上かつ、年間開所日数が200日」を<u>満たさない園</u>。 【区内該当園】 《令和6年4月現在》 足立双葉、弘道、江北白百合、満願寺 ※令和7年度は変更がある場合があります。お通いの幼稚園にご確認下さい。 《補助対象となる保育支援サービス》 ・認可外保育施設（ベビーホテル、ベビーシッター〈ベビーシッターについては、別に利用支援事業があります。詳しくは「足立区ホームページ」にて「ベビーシッター」と検索してください。〉、院内保育、事業所内保育等） ・一時預かり（区立認可保育所、小規模保育事業、認証保育所等） ・病児保育、病後児保育 ・ファミリーサポートセンター事業（ファミサポ） →<u>送迎のみは対象外</u> ※いずれも、無償化の認定を受けた施設に限ります。 ※上記無償化の認定は、年度の途中で対象外となる場合があります。ご利用の場合は、各施設にご確認下さい。 《該当する場合》 預かり保育助成金申請の際、上記(A)(B)の他に、対象施設が発行した提供証明書、領収書（写しでも可）も合わせて添付してください。 《助成上限額》 上記保育サービスを併用した場合も、助成上限はおもて面に示す月額となります。（上記保育サービス分は、日額の上限はありません）

◇ 問合せ先 ◇

足立区教育委員会 幼稚園・地域保育課私立幼稚園第一・第二係
〒120-8510 東京都足立区中央本町 1-17-1 （本庁舎中央館3階）
電話 03-3880-6147（直通） F A X 03-3880-5703
メールアドレス youho@city.adachi.tokyo.jp